

特記仕様書		
仕様書番号	作基施—5—3	作成部隊等名
承認	令和 5年 4月 3日	
作成	令和 5年 3月 15日	作戦システム運用隊
改正	令和 6年 3月 14日	

1 件名

搬送設備（エレベーター）点検保守役務

2 履行期間

契約日～令和7年3月31日

3 履行場所

航空自衛隊横田基地内（建物番号715及び732）

4 一般事項

本役務は、役務共通仕様書（仕様書番号：作基施—5—1）及び本仕様書に基づき実施する。

5 役務概要

国土交通省大臣官房庁営繕部監修 建築保全業務共通仕様書「第2編 定期点検等及び保守 第7章 搬送設備（以下「保全業務仕様書」という。）による庁舎等の搬送設備（エレベーター）点検保守

6 関係法令等

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- (2) 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）
- (3) 昇降機の適切な維持管理に関する指針（国土交通省 平成28年2月19日）

7 役務要求

7.1 点検等

(1) 保守契約の種別

保全業務仕様書「7.1.2(1)」によるPOG (Parts・Oil・Grease) 契約

(2) 保守及び点検

保全業務仕様書「7.2.1(a)(2)」による保守及び点検

(3) 定期点検

保全業務仕様書「7.2.1(b)(2)」による定期点検

(4) 修理、取替え及び交換等

保全業務仕様書「7. 2. 2」による。

(5) 点検周期

保全業務仕様書「7. 2. 6」に示す周期Aによる。

(6) 作業項目及び作業内容

保全業務仕様書「表7. 2. 6」による。

7. 2 故障時等の対応

(1) 保全業務仕様書「7. 2. 3」による。

(2) 官側の出動依頼から契約の相手方の入門手続き場所までの到着目標時間は、監督官との協議による。

(3) 契約の相手方が実施する故障探求作業及びその措置については、監督官との協議による。

7. 3 対象設備

設置場所	メーカー	機種 (機械室なし エレベーター)	規格等	仕様
建物番号 715	三菱	VFGLB-W	<ul style="list-style-type: none"> 積載量：900kg 速度：60m/min 停止数：5 停止階床数 基数：3 基(1～3号機) 	<ul style="list-style-type: none"> 地震時管制運転 火災時管制運転 停電時自動着床装置 非常運転機能
			<ul style="list-style-type: none"> 積載量：1,150kg 速度：60m/min 停止数：5 停止階床数 基数：1 基(4号機) 	<ul style="list-style-type: none"> 自家発時管制運転 戸開延長ボタン 遮煙ドア装置 マルチビームドアセンサー 2D
建物番号 732	日立	UAB-750- 2S45	<ul style="list-style-type: none"> 積載量：750kg 速度：45m/min 停止数：2 停止階床数 基数：1 基 	<ul style="list-style-type: none"> 初期微動感知地震時管制運転 地震時管制運転 火災時管制運転 停電時自動着床装置 戸開走行保護装置 ドア開延長機能 冠水時退避運転 遮煙性能付乗場戸 敷居間 10mm 車椅子兼用仕様 マルチビームドアセンサー

8 管理事項

8. 1 提出書類

- (1) 役務共通仕様書（仕様書番号：作基施－5－1）4. 2 2による。
- (2) 資格証については、建築基準法第十二条第3項に規定された「昇降機等検査員資格者」、「一級建築士」又は「二級建築士」の免許証の複写物を提出するものとする。
- (3) 保守及び点検、定期検査の結果については、関係法令及び契約の相手方の社内規定等による報告書を作成し、監督官へ報告するものとする。
- (4) 提出を要しない書類については、次のとおりとする。
臨時立入申請書、火気使用許可申請書、材料搬入報告書、出荷証明書、校正証明書、材料受領書、発生材報告書、産業廃棄物管理票、試験結果報告書、試験成績書
- (5) 故障時（緊急）対応連絡表（任意様式）を作成し、別途提出するものとする。

8. 2 水道水、電力（以下「水道水等」という。）の使用

- (1) 契約の相手方は、役務等において官側の任務に支障を生じない範囲で、官側が供給を受ける水道水等を使用することができる。
- (2) 本役務の水道水等の使用料は無償とする。

9 疑義等

細部不明な点及び本仕様書、本役務中に疑義等が生起した場合は、都度、官側と協議するものとする。